

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
 - ・65歳から75歳未満で一定の障がいがある人(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)
- ※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部の人などです。
 ※一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
 ※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3カ月未満である人などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料率が決定しました 据え置き

・熊本県後期高齢者医療広域連合では2年毎の保険料率の見直しにより、次のとおり決定しました。

保険料額 (年額) ※上限額が年額57万円から 62万円 へ変更となります。	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 47,900円	+	所得割額 (総所得金額等－33万円(基礎控除)) × 所得割率 9.26%
--	---	--	---	--

平成30年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人や被用者保険加入者(※)に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されますが、一部軽減割合などが見直されます。
 (※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 <<5割・2割軽減対象者の拡大>>

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計額が

- 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合 → 保険料の均等割額を9割軽減
- 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯 → 保険料の均等割額を8.5割軽減
- 「基礎控除額(33万円)」+「**27万5千円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大) → 保険料の均等割額を5割軽減
- 「基礎控除額(33万円)」+「**50万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大) → 保険料の均等割額を2割軽減

*均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。

また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減 <<2割軽減→軽減なしへ見直し>> 被保険者の総所得金額などが

「基礎控除(33万円)」+58万円 を超えない人の保険料所得割額



被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減 <<7割軽減→5割軽減へ見直し>>



対象となる人…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

平成30年度 後期高齢者医療保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めることになります。

特別徴収の人 平成30年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の人 平成30年4月より納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている人は、申し出により保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

4月から入院時の食費と居住費が変わります

◎住民税課税世帯の入院時の食費が変わります

区分一般(課税世帯)	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
食費	1食 360円	1食 460円

※指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。

◎医療療養病床に入院している人の食費と居住費が変わります

	食事代 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般(下記以外の人)	460円 ※3月末までは360円	370円 ※3月末までは200円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	210円(変更なし)	
低所得Ⅰ	130円(変更なし)	

※居住費については、医療の必要性の高い65歳以上の人の自己負担額です。
 ※一般の食費については保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。
 ※指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503